

ワシントン条約と象牙取引

アフリカゾウの象牙取引は、長い歴史をもつ野生生物「商品」が、現代のグローバル化・機動化した国際市場で大規模に取引されているという特徴をもつ。それゆえにワシントン条約の解釈と実施に関する基本政策に強い影響を与えてきたテーマとなっている。

a. 象牙取引によるアフリカゾウ受難の歴史

初めて大々的にアフリカゾウの象牙取引を行ったのは、フェニキア人だろうといわれている（紀元前 1000 年頃）。時を経た 19 世紀後半には、東アフリカに進出していたアラブ人は、沿岸のゾウを採り尽くし、内陸部にキャラバンを送り込む。その際、「荷物運搬用の動物」として、アフリカの人々が奴隷として大量に売買され、あるいは捕らえられた。アジアやヨーロッパの要求に応じて象牙の国際取引が大規模化したために、ゾウ狩りと象牙運搬が奴隷貿易と結びついたのである。奥地から海岸までの「奴隷」の行列の行程で多くの人々が死に、生き残っていた人々は象牙といっしょに売られ、西はヨーロッパやアメリカ大陸へ、東はイスラム諸国や極東へ運ばれていった。

ゾウにとってより急速で大規模な危機が訪れたのは 1970 年代以降である。たとえばスーダンでは、1975 年に輸出された象牙が 1 t だったのに対し、1979 年から 1983 年の間に少なくとも 900t つまりゾウ 10 万頭分の象牙が輸出されていたといわれている。スーダンのゾウだけでなく、周辺国で密猟されたゾウの牙が大量に流れ込み、それがスーダンから輸出されていった。象牙が金になるということで、軍隊、警察、刑務所、野生生物局の人間たちが象牙取引を盛んに行っていた。ケニアでは、1970 年代から政治腐敗のためにゾウの大量殺戮が起きていた。自然死した象牙の回収を許可する「回収許可状」が、密猟象牙を自然死したゾウの象牙と装うために発行され、政治家が私腹を肥やす事態まで起きていた。このような大量殺戮が可能になったのは、1970 年代後半の武器の近代化によるものであった。現在も、テロリスト御用達の自動小銃カラシニコフ (AK47) がゾウを群ごと一掃した。象牙を高値で取引するための密猟が、1980 年代の 10 年間だけでアフリカゾウを 134 万頭から 62 万頭へと 70 万頭も減らす元凶となった。

現在、アフリカ大陸全体で「確実に」472,269 頭、「おそらく」それに加えて 82,704 頭のアフリカゾウが生息しているといわれている。

b. 日本による象牙取引

日本による象牙輸入の歴史をみると、6 世紀頃に中国から象牙の装飾品が輸入されていた事実があり、奈良の正倉院に所蔵されているものもそのひとつと考えられる。しかし、加工材料用の象牙が輸入され、日本国内で加工がはじまったのはおそらく 16 世紀とみられ、需要もごく一部の層に限定されていた。その後鎖国があり、17 世紀から限定的に輸入が再開されると、象牙の需要も拡大し、根付け、櫛、簪、茶壺の蓋などに加工されて富裕層に

広まった。明治以降、未加工象牙の輸入量は拡大していく。1960年代初め以来、象牙製品、特に印鑑の大量生産を背景に、象牙輸入は右肩上がりが増加した。1970年代には年平均255t、1983年、1984年には470t以上の未加工象牙の輸入があった。1年間だけで少なくともアフリカゾウ1万頭分に相当する量である。日本は、欧米やほかのアジア諸国を抜き、世界最大の象牙輸入国となった。輸入象牙のうち6割前後が印鑑の製造に使われ、1980年頃には毎年200万個もの象牙印鑑が製造されていた。

日本が象牙取引禁止前の1979年から1988年までの間、正規に輸入した未加工象牙は約2,727t。ゾウの数にして12万頭前後にもなる。この期間は、まさにアフリカ大陸でゾウが象牙目的で大量殺戮されていた時期と重なる。

c. 象牙取引に対するワシントン条約の対応

ワシントン条約は、アフリカゾウを条約発効当時から附属書Ⅱに掲載していたが、1980年代初めまで象牙取引問題に特別な対応はなかった。1980年代半ばにはようやく重い腰を上げたが、各輸出国に在庫を適切に管理させ、割当量の範囲で合法的な取引を許しておけば、取引量は適正な範囲に収まるし、合法象牙が流通しているのだから闇取引がはびこる理由もないという考え方であった。しかし、ゾウの大量殺戮は止まらず、専門家チームがこの数年の象牙取引量に対応するペースでゾウが死ねば50年以内に絶滅するとして報告なども受け、1989年、第7回ワシントン条約締約国会議は、象牙取引の全面的禁止を決定した。その後、これを不服とする輸出側：南部アフリカ諸国と輸入側：日本の強力なロビー活動により、1997年に日本1国に対する象牙の試験的輸出が決定、1999年に50tの象牙が輸入された。その後も象牙取引推進国の攻勢は続き、2002年には条件付きで象牙の輸出が決定、その後その象牙輸出に最終的なゴーサインが出ずに推移した。2007年に日本への輸出が最終確定（COP14）、経済力を増した中国がその後輸入国に加わるという展開もみせながら、同年の10月末から11月にかけて南部アフリカ4か国でオークションが行われた。その結果、2009年の春に合計101tの象牙が南部アフリカ4か国（ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエ）から日本と中国に輸出された（日本39t、中国62t）。これら南部アフリカ4か国は、今後9年間、象牙取引再開提案はできないことになっている。2010年には、新たにタンザニアとザンビアが象牙取引再開提案を行ったが、否決されている。

象牙取引の完全な禁止を難しくしている理由のひとつに、アフリカ内でも国により政策・方針が違っていることがあげられる。東アフリカのケニアは、かつての大量殺戮の反省に立ち、野生動物を観光資源としてゾウを生かして利用する方針を堅持している。豊かな熱帯林が広がる中央アフリカ、逆に著しく森林が破壊されてしまった西アフリカの諸国では、ともに保護区の管理とゾウの密猟防止を効果的に行うだけの経済的余裕がないがゆえに、密猟を助長する象牙取引に反対している。

これに対し、南部アフリカ諸国（ボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国、ジンバブエなど）などは、取引を積極的に推進してその利益を地域の経済開発・貧困解決や保護区管理に使うべきだと主張している。

国による違いはあるにせよ、アフリカのすべての国にいえることは、象牙取引問題の背景に経済的な問題が横たわっているということである。ゾウをはじめ、野生生物を保全して行くには資金が必要であるが、それに回す余裕がない。それゆえ、南部アフリカが標榜し、日本や中国が追随する「地域社会に利益を還元できる持続可能な利用」という論理が現れる。しかし、政情不安や腐敗と戦いつづけるアフリカ諸国で、「象牙の国際取引の利益を首都から遠く離れた貧しい集落に還元する」というのはそれほど簡単なことではない。結局、誰が象牙取引による利益を手中にするのかが問題である。求められるのは地域の日々のニーズに根ざした生活改善であり、そのためには将来の生活基盤としてゾウを含む自然環境を保全しつつ、内政や外交に依存しない自律的な経済をつくることのはずである。象牙の国際取引が、弱者を救うためのゾウの賢い利用方法とはいえない。

d. 継続する象牙の違法取引

原則的に象牙の国際取引が禁止される一方、密猟によって殺されたゾウの象牙が、ブラック・マーケットを通じて大量に世界へ流出している。2005年と2006年の2年間には、ゾウ約4万頭分にも相当する象牙が世界各地で押収された。ワシントン条約での例外的な象牙取引再開決定が行われ、象牙市場がさらにオープンになることへの期待感からか、象牙の違法取引が活発化しているようである。2006年の1年間だけで38,000頭のアフリカゾウが密猟されたという専門家の推定もある（S. Wasserほか、2009）。2009年には、3月から5月というわずか3か月足らずの間に、世界で11.2tを超える違法取引された象牙が押収された（重量が報道されているもののみの合計）。ゾウの数にすれば、約1,600頭分、違法に取引される象牙が現に発覚する確率を15%とすると、11,000頭ものゾウが殺されたことになる。

日本でも2000年に神戸港に約500kgの象牙が密輸され、香港の象牙ブローカーと日本の象牙業者が国内で摘発されるなど象牙密輸事件が起きていたが、2006年には、大阪港において約2.8tという日本における過去最大の象牙密輸事件が起きた。また、沖縄空港、成田空港、東京港、関西空港などへの象牙密輸も相次いでいる。すべての密輸が発覚するわけではないとすると、日本にも相当量の密輸象牙が持ち込まれ、過去に輸入された正規品に混じって相当量の密輸品が流通していると考えられる。

（坂元雅行）